



八王子地本申第3号

# 「2024年3月ダイヤ改正に関する申し入れ」 団体交渉を行う！！その① 1～5 項目

組合の要求と、あらかじめの会社からもらった回答、  
交渉の席での議論した中身をまとめました。

## 組合

- 休日出勤を前提とした勤務作成がおこなわれている実態の改善を図ること。また、業務の繁忙に応じた1日あたりの出勤数に適応した要員数を明らかにすること  
勤務指定の時点で各区所にて休日出勤をしていることがある。  
支社の勤務者は休日出勤どれくらいしているのか。  
現場では異常時・荒天時だけでなく通常業務においても休日出勤が発生している。
- 今後の駅・乗務員の勤務発表時における相互運用、交番順序に対する考え方を示すこと。また相互運用の今後のあり方を示すこと。  
交番の中に駅勤務を組み込むのか  
駅での勤務作成が乗務員の勤務がわからないとできなくなるのか。
- 今後、統括センターで働く乗務員経験者については、本人希望を前広に把握し尊重したうえで、乗務員担当の指定を行うこと。  
乗務員が足りていない。営業職場でも乗務員に戻りたい人は多くいる。営業→乗務も積極的に行うべき。乗務員→営業への勤務に固執しているように感じるがその逆はないのか？
- 乗務労働の特殊性に鑑み、十分な睡眠時間を確保するためにも乗務員がリネン交換を行う時間の5分を含んだ点呼時刻にすること。  
コロナが収束した今、元に戻さないのは導入の目的とずれているのではないのか。
- 現場の意見に踏まえ、出勤・退勤順の行路作成を最大限行うとともに、3時間を越える様な長時間乗務を解消すること  
制度上行路は作れるが、乗っているのは人間である。

## 会社

- 業務の運営に必要な要員は確保していく。  
なお、これまでの役割分担にとらわれない柔軟な働き方を推進する観点から、一律的な要員管理を見直し、管理と一般を分けて示している。  
必要な要員はこれまでも確保している。休日出勤が減っていないという現状は受け止めている。→確認  
支社勤務者は休日には異常時等で体制をとることはある。
- 就業規則等に則り取り扱うこととなる。  
乗務員の勤務は交番に則る。駅の勤務が入る場合は交番内の勤務を変更して行う。交番に駅は入らない。  
勤務作成時は駅と乗務員勤務担当で密に連絡を取る。
- 社員の運用については、業務上の必要性に基づき、取り扱っているところである。  
統括センターは役割分担にとらわれないものを目指してく。必要な教育を受けて乗務できる可能性は否定しない。→確認
- 乗務員勤務制度の趣旨を踏まえ、多様な働き方と効率性の実現を勘案しつつ、乗務割交番作成規程に基づき行路作成している。  
今後も乗務員自身でのリネン交換をお願いしていく。今後条件が整えば議論をしていく可能性がある。→確認
- 乗務員勤務制度の趣旨を踏まえ、多様な働き方と効率性の実現を勘案しつつ、乗務割交番作成規程に基づき行路作成している。  
様々行路に関して意見はあるが社員の意見を聞いてより良い行路作成に努めている→確認

その②へ続く